

II. 商品先物取引法の施行日から6月間の経過措置の満了について

本年1月1日の商品先物取引法及び同法施行規則の施行日から下表のとおり6月間の経過措置が設けられておりますが、来る6月末日をもってその期間が満了しますので、対処する必要のある事項を点検の上、所要の手続を行うなど適切に対応してください。

附則の該当条項	法令の対象条項	経過措置（概要）
商 先 法 附 則	商品先物取引業者の外務員の登録に関する経過措置 （第11条第3項）	第200条第2項 商品先物取引業者は、外国商品市場取引又は店頭商品デリバティブ取引について、施行日から6月間は、法第200条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の規定により登録を受けた外務員以外の者に外務員の職務を行わせることができる。
	商品先物取引仲介業者の登録に関する経過措置 （第15条第1項）	第190条第1項及び第240条の2第1項 法の施行の際に、法第2条第22項第2号から第5号までに規定する媒介のいずれかを業として行っている仮商品先物取引仲介業者は、施行日から6月間は、法第190条第1項及び第240条の2第1項の規定にかかわらず、引き続き当該業を行うことができる。
	商品先物取引仲介業者の名称の使用制限に関する経過措置 （第16条）	第240条の8 法の施行の際に、その商号又は名称中に商品先物取引仲介業者であると誤認されるおそれのある文字を用いている者について、第240条の8の規定は、施行日以後6月間は適用しない。
商 先 法 施 行 規 則 附 則	純資産額の計算基準に関する経過措置 （第3条）	第38条 法の施行の際に、旧法第190条第1項の許可を受けている者についての規則第38条の規定の適用については、施行の日から起算して6月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。
		平成23年1月1日に許可を受けた商品先物取引業者についての規則第38条の規定の適用については、施行日から起算して6月を経過する日までの間は、同条第1項中「合計額（法第99条第7項の規定を第211条第4項において準用する場合にあつては、第1号から第6号までに掲げるものの合計額を除く。）」とあるのは「合計額」と、「法第99条第7項の規定を第211条第4項において準用する場合にあつては、第7号から第10号までに掲げるものの金額の合計額を除き、それ以外の場合に

附則の該当条項	法令の対象条項	経過措置（概要）
		あつては第7号」とあるのは「第7号」とすることができる。
外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に関する財産の分離保管等の措置に関する経過措置 (第6条)	第98条の3第1項第1号	規則第98条の3第1項第1号の規定は、施行日から起算して6月を経過する日までの間は、適用しない。
危機に対応する額の算出に関する経過措置 (第7条)	第99条	<p>法の施行の際に、旧法第190条第1項の許可を受けている者についての規則第38条の規定の適用については、施行の日から起算して6月経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。</p> <p>平成23年1月1日に許可を受けた商品先物取引業者についての規則第99条の規定の適用については、施行日から起算して6月を経過する日までの間は、同条第1項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第1号及び第3号に掲げる額の合計額」と、同条第2項中「市場リスク相当額及び取引先リスク相当額」とあるのは「市場リスク相当額」とすることができる。</p>
禁止行為に関する経過措置 (第9条)	第103条第1項第19号及び第20号並びに同条第2項から第10項	103条第1項第19号及び第20号並びに同条第2項から第10項までの規定は、施行日から起算して6月を経過する日までの間は適用しない。
業務又は財産の状況に関する報告書の提出に関する経過措置 (第13条第1項)	第117条第1号	外国商品市場取引又は店頭商品デリバティブ取引を行っている商品先物取引業者については、施行日から起算して6月を経過する日までの間は、規則第117条第1号の規定は適用しない。